

兵庫県立丹波医療センター  
売店等運営事業者募集要項

令和6年9月  
兵庫県立丹波医療センター



## 1. 目的

この要項は、兵庫県立丹波医療センター（以下「当センター」という。）の指定場所（別添図面記載のとおり）で行政財産の使用許可を受け、病院利用者へのサービス向上と職員の福利厚生の実現を図るため、売店・職員用食堂及び清涼飲料水用自動販売機（以下「売店等」という。）を運営する事業者（法人又は個人。以下同じ。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

## 2. 売店等の概要

### (1) 売店

- ・ 場所：病院（別添図面参照）の1階部分
- ・ 面積：77.19m<sup>2</sup>

※上記場所での営業についての提案をしてください。

※売場の最低限の照明、空調設備は当センターで設置します。その他売店運営に必要な機器、什器備品等は運営事業者が用意し、設置費用等も運営事業者の負担とします。また、運営事業者の都合による内装等の変更については、当センターとの協議の上、その了解のもとに行うことが出来るものとしますが、工事費用等は運営事業者の負担とします。

※運営事業者が設置した機器、什器・備品等及び工事を行った内装等及びその変更並びに電源・給排水工事については、契約終了時には運営事業者の負担で現状に回復してください。

### (2) 職員食堂

- ・ 場所：病院（別添図面参照）の2階部分
- ・ 面積：50.04m<sup>2</sup>（厨房・事務室）
- ・ 利用対象者：当センターに勤務する正規職員・非正規職員及び委託業者職員
- ・ 利用座席数：70席

※食堂の運営に必要な食器類及び特殊な厨房機器を除き、通常の厨房等で使用する冷蔵庫、ガステーブル等の機器及び食堂用テーブル、椅子は当センターで設置します。

※照明・コンセントその他の電源、空調機器、給排水設備は施行済みです。

※運営事業者が設置した機器、什器・備品等及び工事を行った内装等及びその他変更工事については、使用許可終了時には運営事業者の負担で現状に回復してください。

### (3) 自動販売機

※給水・排水設備はありません。

※自動販売機の設置撤去に要する工事・移転費等は、運営事業者の負担とします。

※自動販売機の設置にともない発生が予想される空き缶・ごみ入れ等を設置し、あふれる事の無いよう定期的に回収してください。

#### ① 飲料水等自動販売機

場 所：1階 売店前の指定エリア（別添図面参照）

設置台数：3～4台（ゴミ箱も含め設置すること）

※奥行き90cm×幅6mまでのエリアで自動販売機の設置を認めます。

② 飲料水等自動販売機

場 所：2階 職員食堂前の指定エリア（別添図面参照）

設置台数：1台（ゴミ箱も含め設置すること）

※奥行き50cm×幅180cmまでのエリアで自動販売機の設置を認めます。

③ マスク自動販売機

場 所：1階 指定エリア（別添図面参照）

設置台数：計2台

※それぞれ奥行き40cm×幅50cmまでのエリアで自動販売機の設置を認めます。

### 3. 当センターの概要

(1) 所在地

兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7

(2) 病院の規模（令和6年8月末現在）

許可病床数＝320床、稼働病床数＝320床

診療科＝27科（内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病内科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科）

(3) 患者数（2023年度実績）

入院患者数＝計99,959人（月平均約8,330人）

外来患者数＝計117,117人（月平均約9,760人）

(4) 職員数（2024年8月時点）

約700人（非正規職員等を含む）

(5) 委託人員概算（2024年8月時点）

約190人（医事、清掃、調理、警備等）

(6) 外来診療日

土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日

(7) 併設施設（当センター敷地内）

丹波市健康センターミルネ（2024年8月時点 約70人）

丹波市立看護専門学校（2024年8月時点 約130人）※職員含む

## 4. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に関り、応募することができます。

### (1) 事業実績のある者

食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、当センターの売店と同等以上の小売店舗を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

### (2) 許認可等の取得者

売店等の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規程に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

### (3) 欠格要件のない者

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。（注：下請者も含む）

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 公告開始日前日までの過去1年間に兵庫県内で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者。
- ⑤ 暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者  
暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

## 5. 公募条件

### (1) 使用許可の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年とします。

※なお、許可期間内に売店等の運営に特段の問題を生じず、かつ、当センターが使用許可の継続を希望する場合は、当初許可条件を変更しないことを前提に、3年を限度として使用許可を更新することができます。

### (2) 使用料

#### ① 基本使用料

ア 売店部分(77.19㎡)

年額 2,104,929円 (3年分) 6,314,787円

イ 職員食堂 厨房部分(50.04㎡) 注1・2

年額 682,281円 (3年分) 2,046,843円

ウ 自動販売機部分<sup>注3</sup>

専用面積が0.4㎡未満のもの・・・

年額 4,210円/台 (3年分) 12,630円

専用面積が0.4㎡～0.7㎡未満のもの・・・

年額 7,350円/台 (3年分) 22,050円

専用面積が0.7㎡～1.0㎡未満のもの・・・

年額 10,810円/台 (3年分) 32,430円

専用面積が1.0㎡～2.0㎡未満のもの・・・

年額 14,010円/台 (3年分) 42,030円

注1 売店の屋外に室外機等を別途設置した場合、専有面積に応じた使用料が別途生じます。

注2 職員食堂使用料は、職員の福利厚生を目的とするため50%減免適用後の額です。

注3 自動販売機の専用面積算出にあたっては、自動販売機用に設置されたごみ箱の面積も合算します。

※上記基本使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める建物使用料に基づく自動販売機設置スペースの面積に応じた使用料です。

※なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とする。

② 価格提案に係る使用料

前号に記載の基本使用料に加え、運営事業者が企画提案書に示す一定の率（提案手数料率）を売店等の年間売上実績額（税込）に乗じた額（売上実績に応じた加算使用料）とします。

ただし、売上実績が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売店等の売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）に乗じた額」とする。

③ 使用料の納付

使用料は年度ごとの納付とし、当センターが指定する方法により納付して下さい。

ア 年度当初に年度ごとの基本使用料を納付

イ 年度末に売り上げ実績に応じた加算使用料（企画提案書に示す一定の率を売り上げ実績額（税込）に乗じた額）を納付

※加算使用料について、売上実績額が売上見込額を下回った場合は、企画提案書に示す一定の率を売り上げ見込額（税込）に乗じた額を納付いただきます。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて運営事業者の負担とします。

① 使用許可部分（自動販売機を含む。以下同じ。）に係る光熱水費

- ② 使用許可部分に係る清掃、廃棄物（売店前ゴミ箱の廃棄物含む）等の処理経費
- ③ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店等の運営に関する一切の経費
- ④ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費
- ⑤ 売店等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑥ 使用許可部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等

なお、廊下等共用部分にかかる清掃経費、消防設備点検経費及び使用許可部分の消防設備点検経費及び受水槽清掃経費等病院建物の維持管理のため、当センターが委託契約している業務にかかる経費（按分額）については、各年度末に当センターから事業者あて納入通知をさせていただきます。

## 6. 売店等の運営条件（要求水準）

売店等の運営に係る企画提案者の提案は、企画提案書（様式第3号）に従い提案内容の記載を求めますが、当センターの求める要求水準は下記のとおりですので、企画提案に際し留意願います。

### I 障害者雇用等への配慮

(1) 売店等の一日当たりの利用者数が概ね200人以上見込まれる場合は、従事可能な身体障害者、知的障害者又は精神障害者を従事させることとし、障害者雇用等の条件については、次のとおりとします。

- ① 同時に3名以上が従事する場合に、そのうち1名以上の障害者を従事させること。
- ② 障害者雇用等の形態は、正式雇用、非正規雇用の別を問いません。
- ③ 目的外許可使用を受けた者は、目的外使用許可期間の満了後30日以内に、障害者従事報告書を提出すること。

なお、同報告書には、障害者雇用等への配慮事項が確認できる書類を添付すること。

- ④ 障害者雇用にあたっては、兵庫県福祉部ユニバーサル推進課と協力し、雇用の確保を図ること。

なお、障害者を雇用したにも関わらず、自己都合等の理由により障害者が退社した場合は、同課と協力し、1ヶ月以内に雇用の確保を図ること。

また、やむを得ない事由により障害者雇用等が困難となった場合には、速やかに当センターに報告し、指示を求めること。

### II 売店部分

#### (1) 営業時間等

原則として、午前8時から午後7時まで（年中無休が望ましい）

注 営業時間の拡大は自由提案とします。但し、営業時間を拡大する場合は、消灯後（午後9時以降）の入院患者への販売は控えること。

## (2) 取扱商品

飲食物（弁当、おにぎり、パン、乳飲料等）、菓子、新聞雑誌類、日曜雑貨及びパジャマ、紙おむつ、下着類等当センターの要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。

及び以下に示す「入院セットレンタルサービス」を行うこと。

### ①毎日セット(注1)

	<参考価格>	<標準セット内容>		
Aセット	450円(税込)/日	衣類	タオル類	消耗品(注2)
Bセット	350円(税込)/日	衣類		消耗品
Cセット	450円(税込)/日	患者衣つなぎ	タオル	消耗品
紙オムツ	450円(税込)/日	テープ止め・パンツタイプ・尿取りパッド		

### ②入院準備セット(注3)

<標準セット内容>	<参考価格>
洗面用具：歯ブラシ、歯磨き粉 食事用具：割り箸20膳、ストロー、コップ タオル：3枚 ティッシュ：2箱	1,000円(税込)以内

注1：参考価格を標準として、レンタル価格及びセット内容を提案してください。

注2：想定する消耗品は、歯ブラシ・歯磨き粉、歯磨きティッシュ、口腔ケアスポンジ、口腔湿潤ジェル、義歯洗浄剤・義歯ケース・ストロー・ストローコップ、吸飲み、ヘアブラシ、ディスプレイ食食用エプロン、BOXティッシュ、リンスインシャンプー・ボディーソープ等

注3：価格・セット内容を提案してください。

注4：原則365日対応とし注文方式・方法についても提案してください。

## (3) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷ものの商品。

## (4) 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、出来るだけ安価に設定すること。

## (5) 売上実績額の正確な記録

加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POSシステム等により正確に記録すること。（入院レンタルセットサービスを除く）

## (6) ATM

ATMを設置すること。

### (7) 付加的なサービスの提供

運営事業者は可能な範囲で、郵便物の集荷代行、宅配受付業務、税等の収納代行業務、電子マネー決済等、利用者にとって利便性の高いサービスを提供すること。

### (8) 電気設備設置可能容量

AC 1 φ 3 W                    2 9 . 9 6 k V A      (幹線EM-CET100sq)

AC-G C 1 φ 3 W                4 . 6 k V A          (幹線EM-CET14sq)

AC 3 φ 3 W                    1 6 . 8 k V A          (幹線EM-CET22sq)

AC-G C 3 φ 3 W                1 2 . 6 k V A          (幹線EM-CET14sq)

・電灯開閉器盤 1 L - 8 設置

AC 1 φ 3 W                    2 2 5 / 1 7 5      WHM組込

AC-G C 1 φ 3 W                5 0 / 5 0          WHM組込

※非常照明、誘導灯、カトリレーの電源については、1 L - 8 から供給

・動力開閉器盤 1 P - 8 設置

AC 3 φ 3 W                    1 0 0 / 6 0          WHM組込

AC-G C 3 φ 3 W                5 0 / 5 0          WHM組込

### (9) 廃棄物の処理、清掃

売店内で発生したゴミ、缶類等の廃棄物は運営事業者の負担で処分すること。  
また、売店エリア内の美化・清掃に努めること。

## Ⅲ 職員食堂

### (1) 営業時間等

原則として、午前 1 1 時から午後 3 時まで

注 1 特定の営業休止日を設ける場合は企画書に要記載。

注 2 朝・夕食の提供又は弁当などの対応及び営業日・時間の拡大は自由提案

### (2) 提供メニュー

日替わり定食及び軽食数品を用意すること。(昼食のみ)

### (3) 販売を禁止するもの

アルコール類。

### (4) 提供価格

日替わり定食は基本 5 0 0 円前後の設定とする(自由提案)

### (5) 売上実績額の正確な記録

加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POS システム等により正確に記録すること。

### (6) 精算方式

食券方式及びプリペイドカード等キャッシュレス方式にすること。

※券売機を設置した場合には、専有面積に応じた使用料が別途生じます。

(7) 電気設備設置可能容量

AC1φ3W 9.35kVA (幹線EM-CET22sq)

AC-GC1φ3W 7.92kVA (幹線EM-CET22sq)

AC3φ3W 18.25kVA (幹線EM-CET22sq)

AC-GC3φ3W 6.40kVA (幹線EM-CET14sq)

(8) 廃棄物の処理、清掃

食堂で発生した生ゴミ、缶類等の廃棄物は運営事業の負担で処分すること。

また、オイルトラップ、排煙装置の清掃（ダクト配管部を除く）を行うこと。

IV 自動販売機部分

(1) 営業時間等

毎日、24時間（自動販売機の保守管理等に要する時間は除く）

(2) 型式・機能

- ・大きさ、形状は当センターが指定する場所に対応したものとすること。
- ・紙コップ式の販売機は設置不可。
- ・偽造通貨対応及び盗難防止機能が備えられていること。
- ・ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮されていること。
- ・緊急時の連絡先を表示すること。
- ・転倒防止の措置を講ずること。
- ・大規模災害時に職員が操作して、飲料水を無償で提供できる機能のついた災害対応型自動販売機の提案があることが望ましい。

(3) 取扱商品

コーヒー、紅茶、お茶、水、スポーツドリンク等の清涼飲料水、軽食等、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。（病院から設置を依頼する用品があるのでこれに協力すること。）

また、同一メーカー・機種 of 複数設置は出来る限り避けること。

(4) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷ものの商品。

(5) 販売価格

通常小売価格より安価な価格設定とすること。

(6) 売上実績額の正確な記録

加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POSシステム等により正確に記

録すること。

## (7) 電気設備設置可能容量

### ①売店から分岐（Ⅱ売店部分(8)の電気設備設置可能容量参照）

## V 運営全般に係る遵守事項

- ①病院の売店等は、病院利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院経営に貢献できる経営を行うこと。
- ②店舗内で常駐する従業員には、病院内での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札必須、ユニホーム着用が望ましい。）とともに利用者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- ③売店等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④毎月当初に、前月分の売上実績額等、当センターが求める定期報告を行うこと。
- ⑤食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- ⑥行政財産使用料及び当センターの立替え費用（光熱水費等）等の必要経費については、当センターが示す納期限までに確実に納付すること。
- ⑦売店の陳列台、自動販売機、販売商品等の搬入については、当センターが指定する時間帯や経路に従うこと。
- ⑧商品補充（売切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）など売店等の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- ⑨売店等の販売商品や自動販売機に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- ⑩売店等の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。特に、自動販売機・売店から販売廃棄された空き容器等の破棄物の定期的な回収に配慮すること。
- ⑪売店内や自動販売機には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- ⑫その他、売店等の運営に関し、当センターの指示ある場合は、速やかに対応すること。
- ⑬受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあります。

## 7. 非常時における対応

災害時等の非常時においては、当センターの要請に応じ施設の使用、人的及び物的支援等最大限の協力をしてください。

## 8. 応募申込み手続き

### (1) 提出書類（各1部、企画提案書については9部）

- ・参加申込書（様式第1号）

- ・欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）
- ・令和5年度納税証明書（県税にかかるもの）
- ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- ・発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合のみ必要）
- ・発行後3ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」）（個人の場合のみ必要）
- ・企画提案書（様式第3号）
- ・本要項4－(2)に係る必要な許認可等を証する書類の写し（必要に応じ）
- ・その他参考資料（必要に応じ）

## (2) 書類の提出期間

### ①参加申込書

令和6年9月11日（水）から10月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### ②企画提案書等

令和6年9月11日（水）から10月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※いずれも郵送の場合は必着とします。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

## (3) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第4号の質問書により、持参及びFAX・e-mail又は郵便により提出して下さい。

提出期間	令和6年9月11日（水）から同月20日（金）まで ※曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
回答	令和6年9月30日（月）から10月4日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、(4)の場所で閲覧方式にて行う。

## (4) 提出先

〒669-3495

兵庫県丹波市氷上町石生2002-7 兵庫県丹波医療センター総務部総務課

電 話 0795-88-5200（代表）

ファクシミリ 0795-88-5210 メールアドレス soumu@tmc.hyogo.jp

## 9. 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4版とします。
- (2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載して下さい。
- (3) 企画提案書には自動販売機等機器のパフレットを添付して下さい。そのほかの添付書類については必要最小限のものとして下さい。
- (4) 企画提案書は返却しません。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る一切の費用は、事業者の負担とします。
- (5) 事業者から提出された企画提案書の著作権は、当該事業者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者の評価、選定手続きに使用すること以外に、当該事業者の承諾を得ずしては利用しないものとします。

## 10. 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価した上で、最も優れた運営事業者を選定します。

### (1) 決定方法等

当センターにおいて設置する審査委員会で総合的に評価した上で、最も優れた企画提案者を運営事業者の内定（以下「内定運営事業者」という。）します。

但し、本項(5)により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たに内定運営事業者とします。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本とし、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合があります。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は応募事業者全員に、令和6年10月31日（木）までに当センター院長が通知する予定です。

### (3) 非選定理由の開示請求

内定運営事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

### (4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者に選定された者は、別途当センターが指定する期日までに行政財産使用許可の申請書類を当センター総務課に提出して下さい。

### (5) 内定事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、(4)に記載する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。

- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定運営事業者の諸般の事情変化等により企画提案した売店等の運営の履行が確実にないと当センターが判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、売店等の運営事業者としてふさわしくないと当センターが判断したとき。

#### 11. 公募対象物件に関する現地調査

参加申込書提出業者は、企画提案書を作成するために必要な売店等の運営に係る現地調査を次により行うことができるものとします。

- (1) 調査申出 調査を行おうとする前日の午後5時までに、当センター総務課に連絡の上、日程調整を行ってください。
- (2) 調査期間 参加申込書提出の翌日から令和6年9月20日(金)までの間で病院休院日を除く。
- (3) 留意事項 調査は必要最低限の人員・時間で効率的に行い、業務に支障のないようご配慮ください。(トラブルが生じた場合には、調査事業者の責任において解決すること)

公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター 西崎 朗 様

参加申込者	所在地（住所地）	
	商号（屋号）	印
	代表者名	
	作成責任者	所属
		氏名
		電話
		ファクシミリ
		メールアドレス

（参加申込者）は、兵庫県立丹波医療センター内の指定場所における売店等運営事業者の選定に係る公募型プロポーザルに参加します。

また、本書の提出に当たり、本書及び別紙会社の概要の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、売店の運営に必要な許認可等については、（別紙写しのとおり既に取得済みであること・事業者として選定後遅滞なく取得すること）を表明します。

## 会社の概要

(1) 名称					
(2) 設立年月日					
(3) 本社(店)所在地 (営業所所在地)	※県内に営業所がある場合、( )に所在地を記載願います。 ( )				
(4) 事業種目					
(5) 売店における代表的店舗の状況	所在地				
	運営内容				
	売場面積	m <sup>2</sup>			
	運営期間	年 月 日～ 年 月 日			
	取扱商品 (主な物)				
(6) 過去一年間の経営状況について	売上高	期間 ( 年 月 日～ 年 月 日)	百万円		
	営業利益 (損失) ※損失の場合は数字 の前に△を書くこと	期間 ( 年 月 日～ 年 月 日)	百万円		
	資産・負債の状況 (直近決算期)	流動資産	百万円	流動負債	百万円
		固定資産	百万円	固定負債	百万円
		その他の 資産	百万円	資本の部 計	百万円

欠格要件なきことの誓約書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター 西崎 朗 様

誓約者 所在地（住所地）

商 号（屋号）

代表者名

代表者印

作成責任者

所 属

氏 名

電 話

ファクシミリ

メールアドレス

兵庫県立丹波医療センターにおける売店等運営事業者選定に係る公募型プロポーザルへの参加について、募集要項の記4(3)に掲げられる下記の欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- ① 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ② 成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 公告開始日前日までの1年間に兵庫県内で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者
- ⑤ 暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者  
暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

兵庫県立丹波医療センター  
売店等運営事業者の選定に係る企画提案書

令和 年 月 日

兵庫県立丹波医療センター 西崎 朗 様

企画提案者 所在地（住所地）  
商号（屋号）  
代表者名 代表者印

作成責任者 所属  
氏名  
電話  
ファクシミリ  
メールアドレス

兵庫県立丹波医療センターの売店等運営事業者選定に係る企画提案を本書のとおり提出します。  
本書の内容については事実と相違ないこと及び売店等運営事業者に選定された場合には、本書の内容を誠実に実行することを誓約します。

1. 基本理念

(別途任意様式の提出で可)

2. 価格提案（消費税込み）

公募内容	場所	基本使用料		価格提案使用料			提案使用料 (A)+(B)
		設置面積	使用料(A)	売上見込額	手数料率	使用料(B)	
売店	病院1階	77.19㎡	6,314,787円	円	%	円	円
職員食堂	病院2階	50.04㎡	2,046,843円	円	%	円	円
自販機		㎡	円	円	%	円	円
自販機		㎡	円	円	%	円	円
自販機		㎡	円	円	%	円	円
自販機		㎡	円	円	%	円	円
自販機		㎡	円	円	%	円	円
自販機		㎡	円	円	%	円	円
計	—	—	円	円	—	円	円

※ 使用料は、3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）の金額を記載して下さい。

※ 価格提案使用料は、売上実績額に一定の歩合（提案手数料率）を乗じた金額（ただし、売上実績が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売店等の売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）を乗じた額」とする。）を徴しますが、手数料率に加えて、売上見込額を記載し想定使用料を算定して下さい。

### 3. 売店運営計画書

1 設置場所	病院1階
2 店内配置	別紙レイアウト図（任意様式）のとおり
3 営業時間	平日（ : ~ : ） 土曜日（ : ~ : ） 日・祝日（ : ~ : ） ※特定の休業日がある場合 （ ）
4 販売商品	<p>弁当（販売価格帯 円～ 円 種類）</p> <p>おにぎり（ 種類） パン（ 種類）</p> <p>牛乳（ ）mlびん・（ ）ml紙パック）</p> <p>新聞（ ）紙、（ ）社分、計（ ）部）</p> <p>雑誌（ ）誌）</p> <p>日用品（主なものを記載） 〔 〕</p> <p>衛生材料（主なものを記載） 〔 〕</p> <p>食品（主なものを記載） 〔 〕</p> <p>その他（特徴的なものを記載） 〔 〕</p> <p>取扱い品目数（ ）品目</p> <p>販売価格の決定方法（ ）</p> <p>売上実績の記録方法（ ）</p> <hr/> <p>入院セットの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日セット</li> <li>・入院準備セット</li> </ul> <hr/> <p>ATM 取扱い可能機関〔 〕</p>

<p>5 付加的サービス</p>	<p>郵券販売サービス（有・無） 収納代行サービス（有・無）  宅配受付業務（有・無） 電子マネー決済（有・無）  有の場合取扱い可能機関  〔 〕  その他（特徴的なものを記載）  〔 〕</p>
<p>6 従業員の配置</p>	<p>配置人員（ ）名 勤務時間（ : ~ : ）  ( : ~ : )  ( : ~ : )  障害者の雇用（ ）名  従業員の採用（ 現地採用・社員派遣・その他（ ））  待遇等研修計画〔 〕</p>
<p>7 <u>競争的提案項目</u></p>	

※ 競争的な提案項目に関しては、記載内容を補足する資料を添付願います。



<p>6 従業員の配置</p>	<p>配置人員（ ）名 勤務時間（ : ~ : ）  （ : ~ : ）  （ : ~ : ）</p> <p>障害者の雇用（ ）名</p> <p>従業員の採用（ 現地採用・社員派遣・その他（ ））</p> <p>待遇等研修計画（ ）</p>
<p>7 競争的提案項目</p>	

※ 競争的な提案項目に関しては、記載内容を補足する資料を添付願います。

5. 自動販売機設置計画書

(1) 自動販売機の型式・機能及び品揃え・販売価格等

(○-1)

場 所	自販機型式 大きさ	販売する清涼飲料水		自販機の機能等
		商 品 名	販売価格	
	※自販機型式 (パンフ添付) 名称	※設置時販売予定商品(パンフ添付)をすべて記載(別紙での記載も可)		<p>※自販機の機能</p> <p>■必須の要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>偽造通貨、盗難防止機能 有 ・ 無</li> <li>緊急時連絡先の掲示 有 ・ 無</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>〇〇市〇〇*丁目* * □ □営業所 △△△△電話 ***-****</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒防止、安全対策 有 ・ 無</li> </ul> <p>■競争的な提案項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ、省資源への配慮 有 ・ 無</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※有りの場合、特徴を記載して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの配慮 有 ・ 無</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※有りの場合、特徴を記載して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時対応型の有・無</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※有りの場合、特徴を記載して下さい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他サービス機能</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※自由提案ある場合、内容を記載下さい。</p> </div>
	メーカー		円	
	規格		円	
	※大きさ		円	
	面積*.**m <sup>2</sup>		円	
	W=***cm		円	
	D=***cm		円	
	H=***cm		円	
	<p>※自販機の品揃え・価格</p> <p>■必須の要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期限切れ商品の販売 有 ・ 無</li> <li>傷モノ商品の販売 有 ・ 無</li> </ul> <p>■競争的な提案項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売商品の認知度、売れ行き</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>割引制度や品揃えの強み等(自由提案)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>			





(2) 維持管理責任

■ 必須の要求水準（項目ごとに対応方法等を具体的に記載願います）

① 商品補充、金銭管理（つり銭対応含む）への対応方法

--

② 故障や利用者からの問い合わせ、苦情等への対応方法

--

③ 適時、商品補充し、売り切れを防止する対応方法

--

④ 廃棄容器の回収ボックス設置と定期的な回収への対応方法

--

⑤ 店舗、自販機周辺的美観や衛生環境への配慮の方法

--

■競争的要求水準（各項目別に、該当する内容があれば記載願います）

- ① 空き缶、びん、ペットボトル、プラスチックごみ等のリサイクルへの配慮

--

- ② 即時対応を要する販売トラブルに際しての緊急即応体制

--

- ③ 接客マナー、従業員教育等の対応

--

- ④ その他、利用者とのトラブル回避のための特別の措置等（自由提案）

--

(3) その他の特記事項、アピールポイント等

募集要項で示した要求水準や(1)・(2)の自由提案に記載した内容以外に、利用者サービスの向上を図るための特記事項やアピールポイントがあれば、自由に記載して下さい（ただし、これまでの記載内容との重複説明は除く）。

様式第4号

兵庫県立丹波医療センター内における売店等運営事業者選定に係る質問書

宛先：soumu@tmc.hyogo.jp

〒669-3495 丹波市氷上町石生2002-7

兵庫県立丹波医療センター総務課（FAX 0795-88-5210）

質問者	会社名	
	住所	
	作成者の 所属・氏名	
	電話	
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

項目	
質問要旨	
項目	
質問要旨	